

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
その翌日
が休息日
となる)

目 次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
別表中「五、六〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「五、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。